

会員の皆様へ

「健康な児童生徒の育成のため、学校薬剤師力の向上と標準化を目指します」

学校薬剤師部会

平成30年4月1日より学校環境衛生の基準改正が予定されます。これによって学校環境衛生検査の内容が一部変更されます。本年度は改正項目を中心に、ホームページ、検査報告書を新ため、情報を更新・変更する予定にしています。また同時に、各種研修会及び伝達会議などで、改定された情報を伝達・発信していく予定です。しっかり受け止め、学校薬剤師職務にお役立てください。

今年度のお願いと確認事項

今年度から以下の内容について再度周知をし、実施をお願いしていきます。

1. 研修会参加をお願いします

基準の改正を受け、各種研修会に参加いただくなどにより、情報を確実に受け止めていただきますようお願いいたします。また、全国で開催されます学校保健関連の大会に、各地域薬剤師会から参加いただくようお願いいたします。また、本年度も、地域薬剤師会連絡協議会を予定していますので、参加頂きますようお願い致します。

2. 学校薬剤師職務の確実な実施

学校保健安全法施行規則24条

学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 四 法第八条の健康相談に従事すること。
 - 五 法第九条の保健指導に従事すること。
 - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする

学校薬剤師の活動は上記法律に則り実施しています。

上記内容を学校とよく相談をし、実施予定時期、検査の器具・消耗品について準備をしてください。学校との信頼関係をしっかり築き、児童生徒等の学年に応じた薬教育や薬物乱用防止教育、情報提供を行うようにしましょう。また、学校給食衛生管理基準の内容を熟知し、学校給食の衛生管理に力を発揮してください。学校における定期検査の記録は5年と定められています。

3. 府立学校推薦条件の確認

京都府立学校推薦にあたっての考慮事項

1. 資格
薬剤師の資格を有し、学校教育及び学校保健に理解があるもので、年齢はおおむね75歳までであること。
2. 地域性
健康教育の推進に当たり、学校教育活動に積極的に関与いただくため、学校所在地域内の薬剤師であること。ただし、特別支援学校については障害の実態等を考慮する必要があるため、この限りではない。
3. 担当校数
保健管理等の専門的事項に関する職務内容について積極的に指導願う必要があるため、薬剤師が担当する学校は1校とする。
4. その他
上記要件については、地域の実態を考慮する。

上記内容を踏まえ、今年度は担当いただいています先生方へ、一人1校の確認をさせていただきます。

また、使用いただいています検査機器使用時に、検査器具の不具合がある場合は学校薬剤師部会へ報告をお願いします。検査機器の使用方法が不明の場合は、説明文書をしっかり読んで、動かないのか？手技が間違っているのか確認をお願いします。なお、電池、検知管、ダニスキャン等の消耗品は京都府教育委員会や学校で準備をしていただいております。担当校の養護教諭、保健部教諭と意思疎通をしっかりと取り、薬教育、薬物乱用防止教育、保健に関する情報等の情報提供を行うようお願いします。

<参考>

学校保健安全法

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（[学校給食法](#)（昭和二十九年法律第百六十号）[第九条第一項](#)（[夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律](#)（昭和三十一年法律第百五十七号）[第七条](#)及び[特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律](#)（昭和三十二年法律第百十八号）[第六条](#)において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

法令

[学校保健安全法](#)（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO056.html>

[学校保健安全法施行令](#)（昭和三十三年六月十日政令第百七十四号）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33SE174.html>

[学校保健安全法施行規則](#)（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33F03501000018.html>

学校給食衛生管理基準

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afieldfile/2009/09/10/1283821_1.pdf

学校環境衛生管理基準

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/04/01/1236264_9.pdf